

ふくいDX加速化補助金 応募に関するQ & A

(第1版)

公益財団法人ふくい産業支援センター

令和7年4月

改訂履歴

版（更新日付）	該当箇所	改定内容
令和6年4月1日	－	初版発行

目次

【補助対象事業者について】

- [Q 1 「小規模事業者」とは、どういった者のことを指しますか？](#)
- [Q 2 「中小企業者等」とは、どういった者のことを指しますか？](#)
- [Q 3 「主たる業種」はどのように判断しますか？](#)
- [Q 4 「常時使用する従業員」はどのように判断しますか？](#)
- [Q 5 「主たる業種が情報通信業」とは、どういった者のことをいいますか？](#)
- [Q 6 「みなし大企業」とは、どういった者のことをいいますか？](#)
- [Q 7 補助対象事業者が個人の場合、「県内に住所を有している」ことが必要ですが、これはどのような状態を指しますか？](#)
- [Q 8 「県内に生産またはサービスの主要な拠点を有する」とは、どのような場合を指しますか？](#)
- [Q 9 多店舗展開している場合、店舗ごとに申請は可能ですか？](#)
- [Q10 過去に、福井県または（公財）ふくい産業支援センターが実施していた「I o T ・ A I（・ロボット等）導入促進事業補助金」において補助金の交付を受けた者が本補助金の申請をすることは可能ですか？](#)
- [Q11 過去に（公財）ふくい産業支援センターが実施していた「ふくいDX加速化補助金」において交付を受けた者が本補助金の申請をすることは可能ですか？](#)

【補助対象事業と補助対象経費について】

- [Q 1 補助事業が採択された場合、いつから事業を開始可能となりますか？](#)
- [Q 2 本補助金の対象となる経費は何ですか？](#)
- [Q 3 事業用にデジタルツールを購入すれば、補助金を交付してもらえますか？](#)
- [Q 4 すでに導入しているシステムやソフトウェアを継続的に使用するため、保守や管理の更新を行う必要があるが、そのための費用は補助金の対象となりますか？](#)
- [Q 5 自社のホームページがないため、新たに作成したいと考えているが、ホームページの作成費用は補助金の対象となりますか？](#)
- [Q 6 同業他社がECサイトを通じて商品を販売しているため、自社でもECサイトを構築し、商品を販売したいと考えているが、ECサイトの構築費用は補助金の対象となりますか？](#)
- [Q 7 対象となる事業や経費について、他の補助金で支援を受けている（他の補助金の対象となっている）場合、本補助金を活用することはできますか？](#)
- [Q 8 申請しようとする事業内容が、労務管理や顧客・売上管理等、1つのソフトウェアだけでなく、複数のソフトウェアを導入したものであるが、申請は可能ですか？](#)
- [Q 9 リース等、複数年契約の経費について、補助対象となる範囲はどのようになりますか？](#)

- Q10 導入しようとするデジタルツールの見積を徴取した際、見積書に当該ツールの本体価格には複数年間分の利用ライセンスに関する費用が含まれている旨の記載がありましたが、利用ライセンスのみの費用の額がわかりませんでした。この場合、補助対象経費の範囲はどのようにになりますか。
- Q11 補助事業に関して、2月～3月に発生する経費または支払った経費は補助金の対象となりますか？
- Q12 消費税は補助金の対象となりますか？
- Q13 中古品は補助金の対象となりますか？
- Q14 補助金の交付決定の発出前にすでに実施した事業は補助金の対象となりますか？
- Q15 「専門家経費」を計上して申請をする場合、指導を受けようとする専門家について、専門的な資格は必要ですか？
- Q16 現在、会社内ではパソコンを使用していないが、業務のデジタル化を進めるため、パソコンを導入するとともに、営業支援や会計のソフトウェアを導入したいと考えている。これらのものは補助対象となりますか？
- Q17 募集要領において、「情報システム等の構築を IT 企業に外注・委託する場合、原則として、相手先は県内に本店（本社）または支店（支社）を有するソフトウェア業または情報処理サービス業に属する企業としてください。」とあるが、パッケージソフトを購入し、その一部をカスタマイズして導入しようとするような場合において、そのカスタマイズを外注（委託）する企業は県内の企業である必要はありますか？

【応募について】

- Q 1 同一の募集期間内に複数回応募することはできますか？
- Q 2 1次募集で申請した事業が、審査の結果、不採択となりました。同じ内容の事業を2次募集または3次募集で申請することはできますか？
- Q 3 補助率や補助限度額を教えてください。
- Q 4 補助金の下限額はありますか？
- Q 5 応募にあたり、どのような書類の提出が必要となりますか？
- Q 6 応募時に提出する事業実施計画書や見積書について、導入する機器等について「システム導入一式」や「機器整備一式」等のように記載して応募することは可能ですか。
- Q 7 見積は1社からの徴取でも構いませんか？
- Q 8 応募してから交付決定がされるまで、どれくらいの時間がかかりますか？
- Q 9 複数の企業等で構成された共同事業体（コンソーシアム）が申請することは可能ですか？
- Q10 個人事業主の場合の売上高、営業利益、経常利益、当期利益（税引後）、減価償却費、人件費はどのように算出すればよいですか？

【補助対象事業者について】

Q 1 「小規模事業者」とは、どういった者のことを指しますか？

A 1 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 5 1 号）第 2 条各号に該当する商工業者のことをいいます。

【参考】「小規模事業者」の定義

業種	内容	常時使用する 従業員の数
商業・サービス業 （宿泊業・娯楽業 を除く）	・他社から仕入れた商品を販売する（＝他社が生産したモノに付加価値をつけることなく、そのまま販売する）事業 ・在庫性・代替性のない価値（＝個人の技能をその場で提供する等の流通性がない価値）を提供する事業	5 人以下
サービス業のうち、 宿泊業・娯楽業	・宿泊を提供する事業（また、その場所で飲食・催事等のサービスを併せて提供する事業も含まれる） ・映画、演劇その他の興行および娯楽を提供する事業、ならびにこれに附帯するサービスを提供する事業	20 人以下
製造業その他	・自者で流通性のあるモノ（ソフトウェアのような無形の商品や無形の価値を含む）を生産する事業 ・他者が生産したモノに加工を施したりするなどして、更なる価値を付与する事業（在庫性のある商品を製造する事業）	20 人以下

Q 2 「中小企業者等」とは、どういった者のことを指しますか？

A 2 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に該当する中小企業者または中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）第 3 条第 1 項各号に該当する中小企業団体のことをいいます。

【参考】「中小企業者」の定義

業種	下記のいずれかを満たす者	
	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	3 0 0 人以下
②卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
③サービス業	5, 0 0 0 万円以下	1 0 0 人以下
④小売業	5, 0 0 0 万円以下	5 0 人以下

【参考】「中小企業団体」の定義

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

Q 3 「主たる業種」はどのように判断しますか？

A 3 「主たる」とは、総売上金額に占める最も売上げの高い業種のことをいいます。
「業種」は日本標準産業分類により判断します。

日本標準産業分類は、下記 URL（総務省 HP）をご覧ください、分類項目名および下記 URL に掲載されているリンク「説明及び内容例示」から、どの分類にあてはまるかをご確認ください。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

Q 4 「常時使用する従業員」はどのように判断しますか？

A 4 従業員のうち、以下の方を除いた方とします。

- ・会社役員（ただし、従業員との兼務役員を除く）
- ・個人事業主本人および同居の親族従業員
- ・申請時点で育児休業中・介護休業中・傷病休業中・休職中等、法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者
- ・以下の①～②のいずれかの条件に該当するパートタイム労働者等
 - ①日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて雇用される者（所定の期間を超えて引き続き雇

用されている者は除く)

- ②所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の従業員の所定労働時間と比べ1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下の者

Q 5 「主たる業種が情報通信業」とは、どういった者のことをいいますか？

A 5 「主たる」とは、総売上金額に占める最も売上げの高い業種のことをいいます。
「情報通信業」とは、日本標準産業分類における大区分Gで、通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業が該当します。

Q 6 「みなし大企業」とは、どういった者のことをいいますか？

A 6 本補助金では、次のいずれかに該当する者としています。

- ・発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

Q 7 補助対象事業者が個人の場合、「県内に住所を有している」ことが必要ですが、これはどのような状態を指しますか？

A 7 福井県内に住民基本台帳法に基づく住民に関する記録(住民票)を有していることをいいます。

Q 8 「県内に生産またはサービスの主要な拠点を有する」とは、どのような場合を指しますか？

A 8 福井県内の生産や物流、店舗等で事業活動を行っており(事業や企業の実態を有している)、福井県内に存在する事業所の規模、売上高、自社の事業実施における重要性等を総合的に鑑みて、主要な拠点といえる場合を指します。

そのため、福井県内に本店所在地の登記が行われている(または県内に住所を有している)場合であっても、そのことのみで補助対象事業者とはなりませんので、御注意ください。

判断に迷う場合は、個別に事務局までお問い合わせください。

Q 9 多店舗展開している場合、店舗ごとに申請は可能ですか？

A 9 申請できません。

本補助金は、店舗や事業所、営業所の所在単位ではなく、事業者単位を補助金の対象

者としています。したがって、法人または個人（屋号、雅号）の単位で申請を受け付けるものです。

Q10 過去に、福井県または（公財）ふくい産業支援センターが実施していた「I o T・A I（・ロボット等）導入促進事業補助金」において補助金の交付を受けた者が本補助金の申請をすることは可能ですか？

A10 可能です。

Q11 過去に（公財）ふくい産業支援センターが実施していた「ふくいDX加速化補助金」において交付を受けた者が本補助金の申請をすることは可能ですか？

A11 申請は可能ですが、審査における減点措置の対象となる場合があります。

具体的には、募集終了日から過去3年間に、令和4年度から令和6年度に募集を行った「一般枠」の交付決定を受けた事業者は、過去に交付決定を受けた回数に応じ、審査において減点を行います。

【補助対象事業と補助対象経費について】

Q 1 補助事業が採択された場合、いつから事業を開始可能となりますか？

A 1 交付決定の発出された日以降となります。交付決定前に、発注を行う等、事業に着手した場合、当該経費は補助対象外となりますので、御注意ください。

Q 2 本補助金の対象となる経費は何ですか？

A 2 補助対象経費は次のとおりです。

経費	内容
機械装置費・システム費	・専ら補助事業のために使用されるデジタルツール（機械・装置・部品（センサー、RFID等）、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）および専用ソフトウェア）の購入、製作、借用、改良、据付け、修繕に要する経費
外注費・委託費	・補助事業の実施に必要なシステム等の開発および設計に係る外注費または委託費
専門家経費	・外部（専門家等）から補助事業の実施に必要な指導を受ける場合に要する謝金や旅費
通信運搬費	・運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
クラウド使用料	・専ら補助事業のために使用されるクラウドサービスの使用料および通信料 ※従量課金方式のサービスは対象外
研修費	・社員がデジタル技術やデジタルツールに関する知識を深めるために参加する研修の参加費や旅費
その他経費	・上記以外で知事が必要と認める経費

なお、上記に該当する場合であっても、以下の経費は補助対象となりません。

- （１）補助金の交付決定日前に発注し、購入し、もしくは契約し、または補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- （２）事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料および光熱水費
- （３）電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる付帯経費を除く）
- （４）商品券等の金券、収入印紙および振込等手数料（代引手数料を含む）
- （５）事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代および団体等の会費
- （６）飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- （７）自動車等車両の購入費、修理費および車検費用ならびに不動産の購入費
- （８）税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴

訟等のための弁護士費用

- (9) 公租公課（消費税および地方消費税等）
- (10) 各種保険料、借入金等の支払利息および遅延損害金
- (11) 事業計画書等の作成および送付に係る費用
- (12) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、**事務用**のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機等）の購入費
- (13) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- (14) 設置場所の整備工事または基礎工事
- (15) 自社以外の場所に設置して利用する機械・器具等の購入費
- (16) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

Q 3 事業用にデジタルツールを購入すれば、補助金を交付してもらえますか？

A 3 単にデジタルツールを購入するだけでは、補助金の対象とはなりません。

本補助金は、デジタルツールを活用し、自社の生産性向上や業務等の変革を図り、自社の付加価値や売上を向上させ、競争上の優位性を確立しようとする取組みであって、DXを加速するための社内体制の整備や人材育成に積極的に取り組む事業者に対して、そのために必要となるデジタルツールの購入等に要する費用が補助金の対象となります。

Q 4 すでに導入しているシステムやソフトウェアを継続的に使用するため、保守や管理の更新を行う必要があるのですが、そのための費用は補助金の対象となりますか？

A 4 補助金の対象とはなりません。

本補助金では、その趣旨を踏まえ、生産性向上や業務等の変革を伴わない事業や、同業他社からの競争上の優位性の確立につながらない事業は補助金の対象としておりません。

御質問の事業は、生産性向上や業務等の変革を伴わない事業や、同業他社からの競争上の優位性の確立につながらない事業に該当すると考えられるため、御質問の事業は補助金の対象とはなりません。

Q 5 自社のホームページがないため、新たに作成したいと考えているが、ホームページの作成費用は補助金の対象となりますか？

A 5 補助金の対象とならない場合があります。

本補助金では、その趣旨を踏まえ、生産性向上や業務等の変革を伴わない事業や、同業他社からの競争上の優位性の確立につながらない事業は補助金の対象としておりません。

ホームページを作成する場合には、そのことが自社の生産性向上や業務等の変革につながり、また、同業他社からの競争上の優位性の確立につながる事が明らかな場合の

み、補助金の対象となります。

Q 6 同業他社がECサイトを通じて商品を販売しているため、自社でもECサイトを構築し、商品を販売したいと考えているが、ECサイトの構築費用は補助金の対象となりますか？

A 6 補助金の対象とならない場合があります。

本補助金では、その趣旨を踏まえ、生産性向上や業務等の変革を伴わない事業や、同業他社からの競争上の優位性の確立につながらない事業は補助金の対象としておりません。

ECサイトを構築する場合には、そのことが自社の生産性向上や業務等の変革につながり、また、同業他社からの競争上の優位性の確立につながる事が明らかな場合のみ、補助金の対象となります。

Q 7 対象となる事業や経費について、他の補助金で支援を受けている（他の補助金の補助対象経費となっている）場合、本補助金を活用することはできますか？

A 7 活用できません。

本補助金の対象とすることができる事業や経費は、他の補助事業を活用していないものに限ります。

ただし、本補助金の事業として、単独（他の補助事業と切分け）で取り扱える事業内容については、活用することが可能です。例えば、自社への入退出管理ツールと勤怠管理ツール、労務管理システムを導入し、最終的にはそれぞれ連動させて運用することを想定する場合に、入退出管理ツールについては別の補助事業にて交付を受けており、その他の管理ツールは他の補助事業による支援を受けていないときは、他の補助事業による支援を受けていない管理ツールについて事業計画を作成することで、本補助金の活用（申請）が可能です。

Q 8 申請しようとする事業内容が、労務管理や顧客・売上管理等、1つのソフトウェアだけでなく、複数のソフトウェアを導入したものであるが、申請は可能ですか？

A 8 申請は可能です。それぞれのソフトウェアまたは一連の運用について、1つの事業計画を作成して申請してください。

なお、同一年度内における交付申請は1事業者1回に限られるので、御注意ください。

Q 9 リース等、複数年契約の経費について、補助対象となる範囲はどのようになりますか？

A 9 リース等複数年契約のものを経費に含める場合、その対象経費は補助対象の対象期間内の期日までに支払を完了した経費と補助事業の完了する日（遅くとも令和8年1月31日）までの利用分を上限として按分した経費を比較して、いずれか低い額が補助対象経費となります。具体的には、以下のとおりです。

<ケース 1>

令和 7 年 7 月～令和 1 0 年 3 月までの 2 年 9 カ月間でクラウドサービスの利用契約（月額利用料月 1 0 万円、利用月の翌月払）を締結し、補助事業の対象期間内に 6 か月分（6 0 万円分）を支払った場合

⇒補助対象経費は、支払の完了した「6 0 万円」となります。

	利用初年度	2 年度目	3 年度目
	令和 8 年 1 月末		
契約	330 万円（10 万円／月×2 年 9 カ月）		
支払	60 万円	30 万円	120 万円／年
	対象経費 (支払の終了した 6 カ月分) 補助金の対象とならない経費		

<ケース 2>

令和 7 年 7 月～令和 1 0 年 3 月までの 2 年 9 カ月間でクラウドサービスの利用契約（契約期間内における利用料 3 3 0 万円）を締結し、補助対象期間内に全額を一括で前払いした場合

⇒補助対象経費は、補助事業の完了する日（令和 8 年 1 月 3 1 日）までの利用分を上限として按分した経費「7 0 万円」となります。

	利用初年度	2 年度目	3 年度目
	令和 8 年 1 月末		
契約	330 万円		
支払	3 3 0 万円		
	対象経費 (補助事業完了日までの利用分) 補助金の対象とならない経費		

支払った経費について、契約期間（令和 7 年 7 月～令和 1 0 年 3 月までの 3 3 カ月）を補助対象期間（令和 7 年度 7 月～令和 8 年 1 月の 7 カ月）で按分

1 カ月当たりの利用料：3 3 0 万円÷3 3 カ月＝1 0 万円

補助対象経費：1 0 万円×7 カ月＝7 0 万円

※ いずれも、補助対象期間内に支払いの完了した経費が補助対象経費の算定基礎額となります。

契約を締結した場合であっても、補助対象期間内に支払った経費がない場合は、補助対象となる経費がないこととなりますので、御注意ください。

Q10 導入しようとするデジタルツールの見積を徴取した際、見積書に当該ツールの本体価格には複数年間分の利用ライセンスに関する費用が含まれている旨の記載がありましたが、利用ライセンスのみの費用の額がわかりませんでした。この場合、補助対象経費の範囲はどのようになりますか。

A10 御質問の状況の場合、本体価格に対して補助事業の完了する日（遅くとも令和8年1月31日）までの利用分を上限として按分した経費の額が補助対象経費となります。

Q11 補助事業に関して、2月～3月に発生する経費または支払った経費は補助金の対象となりますか？

A11 対象となりません。

本補助金は、事業者のみなさまから事業完了後に実績報告を受けてから、確定検査→額の確定→補助金交付、という流れで処理を進めます。補助金の性質（単年度主義）上、補助金交付の手続きを3月末までに行う必要があるため、原則として2月以降の経費は補助金の対象外となります。

Q12 消費税は補助金の対象となりますか？

A12 対象となりません。

交付申請の段階で消費税額がわかっている場合は、その額を除いて積算してください。

Q13 中古品は補助金の対象となりますか？

A13 価格設定の適性を客観的に判断することが困難な場合が多いため、原則として、中古品は補助金の対象とはなりません。

Q14 補助金の交付決定の発出前にすでに実施した事業は補助金の対象となりますか？

A14 対象となりません。

補助金の対象となるのは、交付決定の発出後に着手した事業となります。

Q15 「専門家経費」を計上して申請をする場合、指導を受けようとする専門家について、専門的な資格は必要ですか？

A15 指導を受けようとする専門家について、その者が専門的な資格を有することは補助金交付の要件としておりませんが、審査会においては、当該専門家が有する資格や経歴（職歴や過去の業務・支援内容）を勘案し、補助事業において実施しようとする支援内容を十分に遂行できると認められる場合にのみ補助対象経費として認められることとなります。

ます。

Q16 現在、会社内ではパソコンを使用していないが、業務のデジタル化を進めるため、パソコンを導入するとともに、営業支援や会計のソフトウェアを導入したいと考えている。これらのものは補助対象となりますか？

A16 補助対象となり得ますが、申請にあたって御留意いただきたい点がございます。

本補助金の補助対象事業は、「デジタルツールを活用し、自社の生産性向上や業務等の変革を図り、自社の付加価値や売上を向上させ、競争上の優位性を確立しようとする取組みであって、DXを加速するための社内体制の整備や人材育成に積極的に取り組む事業者が福井県内で実施する事業」としております。

御質問のパソコンやソフトウェアは、上記補助対象事業において活用を前提としている「デジタルツール」に該当しますが、汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機等）の購入費は補助対象外経費となります。

Q17 募集要領において、「情報システム等の構築をIT企業に外注・委託する場合、原則として、相手先は県内に本店（本社）または支店（支社）を有するソフトウェア業または情報処理サービス業に属する企業としてください。」とあるが、パッケージソフトを購入し、その一部をカスタマイズして導入しようとするような場合において、そのカスタマイズを外注（委託）する企業は県内の企業である必要はありますか？

A17 御質問のような場合であっても、原則として県内企業に外注（委託）を行ってください。ただし、カスタマイズしようとするソフトウェアが特殊な性質を持っており、県外に所在するメーカーしかカスタマイズをできない等、特殊な事情がある場合は、県外企業に外注（委託）することが認められる場合があります。

上記のような特殊な事情があり、県外企業に外注（委託）することを予定している場合は、必ず事前に産業支援センターまでご相談ください。

【応募について】

Q 1 同一の募集期間内に複数回応募することはできますか？

A 1 できません。

例えば、応募書類の提出後、実施しようとしていた計画と全く別の内容の実施を希望するため、改めて応募（２回目）をすることや書類の応募書類の差し替え等も認められません。

応募にあたっては、自社の事業計画について、どのようなデジタルツールを導入すべきか、内容や経費等を勘案の上、応募してください。

Q 2 １次募集で申請した事業が、審査の結果、不採択となりました。同じ内容の事業を２次募集で申請することはできますか？

A 2 不採択となった事業について、申請内容をブラッシュアップした上で別の募集時期に申請することは可能です。

ブラッシュアップの際は、（公財）ふくい産業支援センター内のふくいDXオープンラボまたは総合相談窓口等における、専門家への相談窓口を積極的に御利用ください。

Q 3 補助率や補助限度額を教えてください。

A 3 以下の表を御確認ください。

申請者	補助率	補助下限額	補助限度額
小規模事業者	2 / 3	300 千円	4,000 千円
上記以外の事業者	1 / 2		

Q 4 補助金の下限額はありますか？

A 4 補助金の下限額は、300 千円です。

交付を申請する補助金の額が、上記の金額を下回る事業は、補助事業として応募することができませんので御注意ください。

また、応募時においては補助金額が下限額を上回っていた場合であっても、審査において不要と判断された経費を削減された結果、補助金額が下限額を下回った場合は、補助事業として採択されませんので御注意ください。

Q 5 応募にあたり、どのような書類の提出が必要となりますか？

A 5 以下の書類が必要となります。

- (1) 補助金交付に関する事業計画書（様式第１）
- (2) 申請者の詳細（別紙１）
- (3) 事業実施計画書（別紙２）

- (4) 事業の概要（別紙3）
- (5) 県税の納税状況の確認について（別紙4）
- (6) [法人の場合] 管轄の税務署が発行する法人税、消費税および地方消費税に滞納がない旨の証明書（申請日以前1か月以内に発行のもの）
[個人の場合] 管轄の税務署が発行する申告所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の滞納がない旨の証明書（申請日以前1か月以内に発行のもの）
- (7) [法人の場合] 履歴事項全部証明書（申請日以前3か月以内に発行のもの）
[個人の場合] 住民票（申請日以前3か月以内に発行のもの）
- (8) [法人の場合] 直近二期分の決算書資料の写し（貸借対照表、損益計算書（販売費および一般管理費ならびに製造原価の内訳が記載された部分を含む））
[個人の場合] 直近二期分の確定申告書の写し
- (9) 積算金額の根拠書類（見積書および相見積書または選定理由書）
- (10) [製品を購入する場合] 製品の機能やスペック等がわかるもの（パンフレット、仕様書、製品のホームページを印刷したもの）
- (11) 会社の概要のわかるもの（パンフレット等）
- (12) [登録している場合に提出]「パートナーシップ構築宣言」登録企業リストのうち、自社名掲載部分の写し
- (13) [登録している場合に提出]「社員ファースト企業宣言」企業一覧のうち、自社名掲載部分の写し
- (14) [受賞している場合に提出]「福井県カーボンニュートラル推進企業表彰」の表彰状の写し

なお、提出書類について、次の事項が守られていない場合は、申請内容にかかわらず不採択となる場合があります。

- ・複数社の見積が添付されていない場合（選定理由書が提出されており、添付できない理由が明確かつ適切である場合を除く）
- ・記載内容（数値等）に誤りや不足（記入漏れ等）がある場合
- ・デジタルツールの導入による効果の根拠が明確でない場合

Q 6 応募時に提出する事業実施計画書や見積書について、導入する機器等について「システム導入一式」や「機器整備一式」等のように記載して応募することは可能ですか。

A 6 応募自体は可能ですが、採択されない可能性があります。

採択の可否を検討する審査項目の一つに、「予算・仕様の妥当性」があり、見積書には、物品や実施項目ごとに詳細な金額が記載されており、金額が妥当であることを確認できるかという点について審査します。

複数の経費を「一式」のようにまとめて記載された場合、補助対象経費の妥当性等を把握できないことから、審査において評価が低くなり、採択されない可能性が高くなり

ます。

Q 7 見積は1社からの徴取でも構いませんか？

A 7 本補助金は公的資金を活用する事業であることから、本補助金を活用した商品やサービスの調達は競争に付することが原則です。したがって、原則として複数社からの見積徴取が必要です。

なお、補助事業の運営において、一般の競争に付することが困難または不相当と客観的に判断される場合には、選定理由書を添付することで、1社のみの見積をもって提出することが可能です。

Q 8 応募してから交付決定がされるまで、どれくらいの時間がかかりますか？

A 8 応募状況や申請内容によっても異なりますが、概ね1カ月～1カ月半程度を見込んでいます。

なお、応募してから交付決定がされるまでの間に、(公財)ふくい産業支援センターが設置する審査委員会において、補助事業の採択可否について審査を行います。

Q 9 複数の企業等で構成された共同事業体(コンソーシアム)が申請することは可能ですか？

A 9 申請はできません。

申請は、1法人からのものに限ります。

Q 10 個人事業主の場合の売上高、営業利益、経常利益、当期利益(税引後)、減価償却費、人件費はどのように算出すればよいですか？

A 10 青色申告決算書(損益計算書)上で以下の費目が該当します(丸数字は、所得税申告決算書の該当番号です)。

売上高＝売上(収入)金額(①)

営業利益＝差引金額＋利子割引料(③③＋②②)…③③の差引金額に②②を加算(戻入)します

経常利益＝差引金額(③③)

人件費＝福利厚生費＋給与賃金(①⑨＋②⑩)

減価償却費＝減価償却費(①⑧)